

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の平成27年3月31日現在の資産は、固定資産80,023,102千円、流動資産13,943,872千円であり、合計93,966,974千円である。資産については、平成16年4月の国立大学法人化に際して、全ての土地及び建物等について国から現物出資を受けており、法人化後も施設・設備の整備が進み、資産は増加している。

負債については、固定負債20,125,978千円、流動負債10,223,918千円であり、合計30,349,897千円である。負債のうち、実質的な債務である国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金は、附属病院における施設・設備に伴うものであり、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき、附属病院収入から計画的に返済している。なお、平成26年度末における当該借入金の元本残高は8,119,212千円であり、資産に対する利息を伴った返済を要する負債比率は8.64%となっている。また、リース債務については、長期リース債務1,365,379千円、短期リース債務418,263千円であり、PFI債務については該当がない。その他の負債については、国立大学法人会計基準特有の会計処理により負債計上されるものが多くを占めており、ほとんどが実質的に返済を要しないものである（資料9-1-①-A、別添資料9-1-①-1～2、参照資料9-1-①-ア）。

資料9-1-①-A：

「資産、負債及び純資産の推移」

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
固定資産	67,965,479	66,151,459	68,945,560	76,544,936	80,023,102
流動資産	11,601,762	14,684,350	17,969,050	14,350,054	13,943,872
資産合計	79,567,242	80,835,809	86,914,611	90,894,990	93,966,974
固定負債	13,642,980	12,593,403	14,006,311	18,600,792	20,125,978
流動負債	6,658,573	7,547,544	10,622,079	9,904,025	10,223,918
負債合計	20,301,554	20,140,947	24,628,391	28,504,817	30,349,897
純資産合計	59,265,688	60,694,862	62,286,220	62,390,173	63,617,077
負債純資産合計	79,567,242	80,835,809	86,914,611	90,894,990	93,966,974

(出典：各事業年度財務諸表)

別添資料9-1-①-1：平成26事業年度財務諸表「平成26年度財務諸表」

別添資料9-1-①-2：平成27事業年度長期借入金償還計画

参照資料9-1-①-ア：財務について（平成25年度までの各事業年度の「財務諸表」等を掲載）

(<https://www.saga-u.ac.jp/koukai/kokaizaimu.html>)

【分析結果とその根拠理由】

本学の資産は、国立大学法人化に際して、全ての土地及び建物等について国から現物出資を受けており、大学の目的に沿った教育研究活動を行う上で必要な資産を有している。また、資産に対する利息を伴った返済を要する負債の比率は過大ではなく、借入金についても、償還計画に基づき、計画どおり確実に返済している。これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではない。

観点9-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到に係る状況】

本学の経常的収入は、運営費交付金、授業料等の学生納付金収入や附属病院収入などの自己収入及び外部資金等で構成されている。運営費交付金が毎年度削減されているものの、学生の確保や外部資金の獲得に向けたさまざまな取組を通じて収入増に努めている。平成22～26事業年度における学生納付金収入については、授業料の対象となる在学者数の減少により、全体として減少している。また、附属病院収入は、看護体制の充実やコ・メディカルスタッフ等の柔軟な配置、医療設備の整備を含む経営改善努力により、各年度の年度計画予算の目標額を達成しており、さらに、雑収入等については資金運用の積極的实施により増加傾向にある（資料9-1-②-A）。

資料9-1-②-A： 運営費交付金、自己収入額一覧（平成22～26年度）（単位：千円）

	運営費交付金	A 学生納付金収入	B 附属病院収入	C 雑収入等	計 (A～C)
平成22年度	10,552,120	4,178,153	15,159,801	193,452	19,531,407
平成23年度	10,481,450	4,394,539	15,976,648	167,403	20,538,590
平成24年度	8,952,690	4,334,731	16,862,023	173,723	21,370,478
平成25年度	10,384,604	4,290,193	16,841,260	178,902	21,310,356
平成26年度	11,085,914	4,246,691	16,799,489	340,440	21,386,621

（出典：各事業年度決算報告書）

平成22～26事業年度における外部資金の受入実績は、下記（資料9-1-②-B）のとおりとなっており、科学研究費補助金の受入額は減少しているものの、科学研究費補助金を除いた外部資金の各年度における受入額は、全体的に見ると安定して確保されている。

外部資金等の獲得に向けた取組として、教育、研究、国際交流に関する全ての競争的資金の情報収集及び学内の教育研究等のシーズに関する効果的かつ戦略的なコーディネートを行う「競争的資金対策室」（別添資料9-1-②-1）を平成19年10月に設置し、競争的資金の公募内容やリンク先等の概要を学内の研究者に電子メールを配信するなど、申請促進に向けた取組を行っている。なお、平成26年10月1日からは、「競争的資金対策室」を「総合研究戦略会議」に一元化（別添資料9-1-②-2）し、より戦略的な外部資金獲得対策の推進強化を図っている。

資料9-1-②-B: 外部資金の受入実績(平成22~26年度) (単位:千円)

	科学研究費補助金	A 受託研究受託 事業資金	B 共同研究資金	C 寄附金	計 (A~C)
平成22年度	(107,057) 427,235	530,104	69,441	665,490	1,265,035
平成23年度	(139,199) 544,455	578,949	76,173	739,692	1,394,814
平成24年度	(151,936) 547,261	774,030	123,225	950,117	1,847,372
平成25年度	(127,922) 465,788	476,801	408,408	915,913	1,801,122
平成26年度	(124,350) 438,204	649,143	308,678	753,478	1,711,299

※科学研究費補助金の()は、間接経費(外数)である。

(出典:各事業年度財務諸表)

別添資料9-1-②-1:競争的資金対策室のスキーム

別添資料9-1-②-2:「競争的資金対策室」の見直しについて(H26.9.10 役員会)

【分析結果とその根拠理由】

運営費交付金が毎年度減少しているものの、学生納付金収入や附属病院収入など自己収入は安定して確保され、競争的資金等、外部資金についても全体的には安定して確保されている。これらのことから、大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されている。

観点9-1-③: 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

平成22~27年度までの6年間に係る中期計画及び年度計画において、予算、収支計画及び資金計画を策定している(参照資料9-1-③-ア)。これらの計画等の策定に当たっては、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

さらに、これらの計画等を本学のウェブサイトに掲載することにより、学内の関係者に明示するとともに、広く学外者に対しても公開している。

参照資料9-1-③-ア:国立大学法人佐賀大学の中期目標・中期計画・年度計画
(<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/mokuhyokeikaku.html>)

【分析結果とその根拠理由】

中期計画及び各年度計画において、経営協議会及び役員会の議を経て、予算、収支計画及び資金計画を策定している。また、これらの計画等については、本学のウェブサイトに掲載し、学内関係者だけではなく学外にも公表していることから、大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成 26 事業年度の損益計算書において、経常費用は 34,621,633 千円、経常収益は 35,214,384 千円で、経常利益は 592,750 千円となっており、当期総利益として 643,429 千円を計上している（別添資料 9-1-①-1【再掲】）。

なお、平成 22～26 事業年度では、経常費用が毎年度拡大してきているものの各年度とも当期総利益を計上している（資料 9-①-④-A）。さらに、中期計画で定めた短期借入金の限度額は 2,800,000 千円であるが、平成 22～26 事業年度において短期借入は行っていない。

資料 9-1-④-A： 収支の状況（平成 22～26 年度） (単位：千円)

	経常費用	経常収益	経常利益 (経常損失)	臨時損失	目的積立金 取崩額	当期総利益
平成 22 年度	29,447,399	32,681,815	3,234,415	27,515	-	3,206,900
平成 23 年度	30,712,123	33,088,344	2,376,220	6,314	-	2,369,905
平成 24 年度	31,151,688	32,433,498	1,281,809	9,339	26,743	1,299,213
平成 25 年度	33,496,165	33,056,081	△440,083	44,132	716,434	234,140
平成 26 年度	34,621,633	35,214,384	592,750	14,972	65,650	643,429

(出典：各事業年度財務諸表)

【分析結果とその根拠理由】

平成 22～26 事業年度における収支の状況において、毎事業年度、当期総利益を計上しており、また、短期借入も行っていないことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていない。

観点 9-1-⑤： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の学内予算（施設・設備整備費を含む。）については、まず、「予算編成の基本方針」を経営協議会及び役員会の議を経て決定し、過年度の予算配分による効果を検証した「経営戦略」及び具体的な配分の骨子である「収入・支出予算」を役員会において審議・決定した後に、部局の事業区分等を踏まえた詳細な配分内容を記載した予算書を作成し、各部局等に対し配分を行っている（別添資料 9-1-⑤-1～2）。なお、教育研究活動に必要な施設整備については、本学のキャンパスマスタープラン（参照資料 9-1-⑤-A）に基づき予算を確保しているが、大規模な施設整備については、文部科学省へ概算要求している。

また、学長のイニシアティブにより教育研究に関する重点的事項の一層の推進を図るため、平成 26 年度まで「学長経費」を確保してきたが、第 3 期中期目標期間に向けて学長のリーダーシップをさらに高めるため、平成 27 年度より『経営基盤支援経費』、『学長裁量経費』、『特別経費等プロジェクト実行経費』に組み替えを行っている（資料 9-1-⑤-A）。

なお、学長裁量経費においては、学長の下で既に構築している佐賀大学 I R データの活用により、戦略的にかつ効果的に資源を配分する仕組みを導入している。

資料 9-1-⑤-A： 学長のリーダーシップをさらに高めるための戦略的経費

分類	費目名等
経営基盤支援経費	大学の経営を支援する I R 室等経費のほか、教育支援経費、研究支援経費、社会貢献等支援経費、教育研究基盤支援経費
学長裁量経費	経営上の諸課題に取り組むための戦略的かつ効果的に資源配分する経費として、大学改革加速経費、教育研究環境整備費、評価反映特別経費、地域活性化プロジェクト推進経費、特定教育研究推進経費、運用定員経費
特別経費等プロジェクト実行経費	概算要求により措置された特別経費（共同利用・共同実施分、プロジェクト分）

別添資料9-1-⑤-1：佐賀大学平成27年度予算編成の基本方針

別添資料9-1-⑤-2：平成27年度佐賀大学収入・支出予算

参照資料9-1-⑤-7：佐賀大学環境施設部 企業の皆様向けウェブページ

(http://www.shisetsu.admin.saga-u.ac.jp/kigyo/kigyo_main.html)

に入り、ページ右側の「佐賀大学キャンパスマスタープラン2010」をクリック

【分析結果とその根拠理由】

学内予算編成方針等に基づき、収入・支出予算について、経営協議会及び役員会における審議を経て、資源配分を実施している。また、学長のイニシアティブにより配分を行う経費においては、上述の「予算編成の基本方針」のもと、教育支援経費、研究支援経費、社会貢献等支援経費、教育研究基盤支援経費など、様々な観点から重点的・効果的な配分を行っている。これらのことから、大学の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされている。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、経営協議会及び役員会の議を経て文部科学大臣に提出し、その承認を受けている（参照資料 9-1-⑥-7）。財務に対する会計監査については、監事による監査、会計監査人による監査及び監査室による内部監査を行っている。

監事監査は本学の監事監査規則に基づき実施され、会計監査人監査は文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されており、この監査結果に係る報告書は本学のウェブサイト公表している（別添資料 9-1-⑥-1～4、参照資料 9-1-⑥-イ～ウ）。内部監査については、独立性を担保した監査室を設置し、内部監査規程に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査報告書（内部監査）により監査結果等を学長及び監事に報告している（別添資料 9-1-⑥-5～6、参照資料 9-1-⑥-エ）。監事、監査室、会計監査人は、監査計画や監査報告について意見交換を行い、情報の共有や意思の疎通を図っている（別添資料 9-1-⑥-7）。

別添資料9-1-⑥-1：平成26年度監事監査計画
別添資料9-1-⑥-2：平成26年度監事監査結果報告書
別添資料9-1-⑥-3：平成26年度会計監査人監査計画説明書
別添資料9-1-⑥-4：独立監査人の監査報告書
別添資料9-1-⑥-5：平成26年度監査年度計画書(内部監査)
別添資料9-1-⑥-6：平成26年度監査報告書(内部監査)
別添資料9-1-⑥-7：意見交換会等の参加者名簿

参照資料9-1-⑥-ア：財務諸表等のウェブサイト掲載状況 (<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/kokaizaimu.html>)
参照資料9-1-⑥-イ：佐賀大学監事監査規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/384.html>)
参照資料9-1-⑥-ウ：監査報告書のウェブサイト掲載状況 (<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/kokaizaimu.html>)
参照資料9-1-⑥-エ：佐賀大学内部監査規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/385.html>)

【分析結果とその根拠理由】

財務諸表等については、経営協議会及び役員会の議を経て文部科学大臣に提出し、その承認を受けていることから、適切に作成されており、財務に対する会計監査等についても、法令及び本学の監事監査規則、内部監査規程等に基づき実施されていることから、会計監査等が適正に行われている。

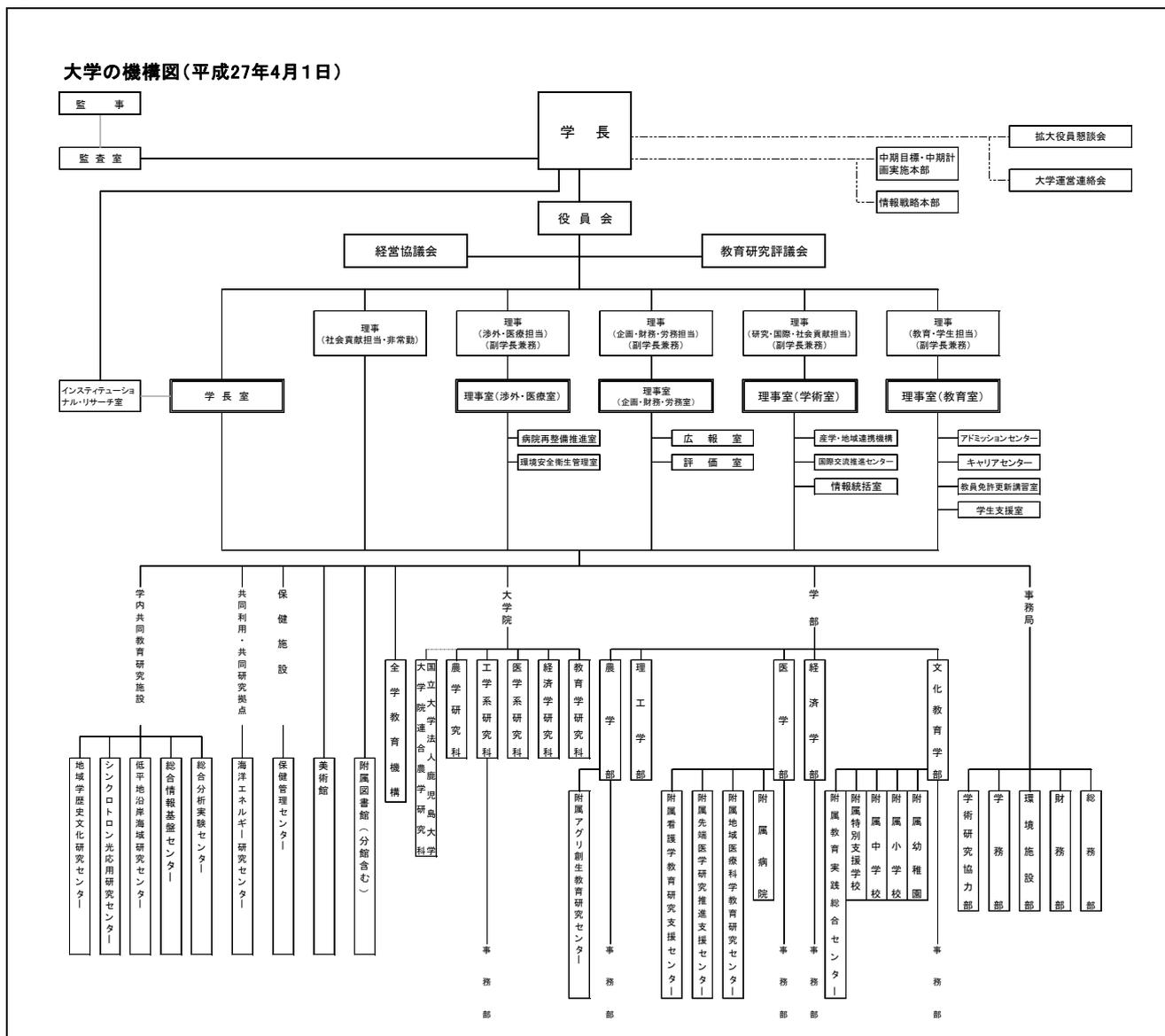
観点 9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。
また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

(1) 管理運営組織

管理運営のための組織として、「国立大学法人佐賀大学基本規則」(第3条、第5条、第6条)(参照資料 9-2-①-ア)に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置き、下記(資料 9-2-①-A)で示す組織体制を整備している。

資料 9-2-①-A : 運営組織図



(出典：事務局資料 2015. 4. 01 現在)

役員会は、学長及び5人の理事で構成し、法人全体に関する重要事項を審議している(参照資料 9-2-①-イ)。各理事は、それぞれの担当を担い全学的マネジメントを行っている。経営協議会は、学外委員8人、学内委員7人で構成し、経営に関する重要事項を審議し(参照資料 9-2-①-ウ)、教育研究評議会は、学長、理事(副学長)、学部長、学部選出評議員等19人で構成し、教育研究に関する重要事項を審議している(参照資料 9-2-①-エ)。

さらに、学長補佐を配置するとともに、学長室、理事室を設置し、役員補佐機能を強化している(参照資料 9-2-①-オ〜キ)。また、各理事の下に、広報室、環境安全衛生管理室、評価室など7つの室、1つの機構及び3つのセンターを設置し、大学運営に関わる委員会等と教学に関わる委員会等(資料 9-2-①-B)が連携した運営を行っている。

資料 9-2-①-B： 全学委員会等一覧

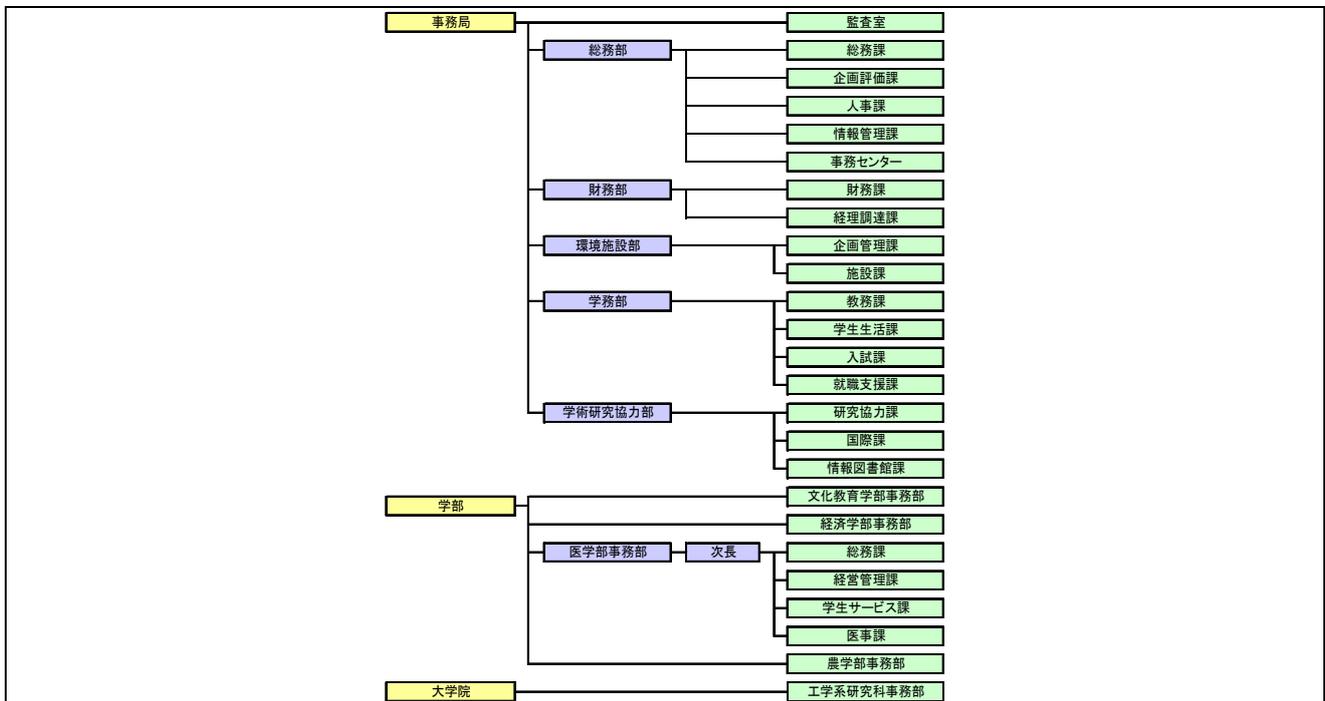
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 ・学生委員会 ・大学院学資金返還免除候補者学内選考委員会 ・入学試験委員会 ・教員養成カリキュラム委員会 ・総合研究戦略会議 ・利益相反委員会 ・産学・地域連携機構運営委員会 ・社会貢献推進委員会 ・施設マネジメント委員会 ・情報戦略本部会議 ・情報企画委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事制度委員会 ・男女共同参画推進委員会 ・研究費不正防止計画推進委員会 ・中期目標・中期計画実施本部会議 ・基金管理委員会 ・情報公開・個人情報保護委員会 ・広報戦略会議 ・安全衛生管理委員会 ・遺伝子組換え実験安全委員会 ・動物実験委員会 ・放射性同位元素等安全管理委員会 ・新型インフルエンザ対策委員会 ・医学部附属病院再整備委員会 ・病原体等安全管理委員会 |
|--|--|

(出典：事務局資料)

(2) 事務組織

事務組織及び事務分掌は、「事務組織規則」(参照資料 9-2-①-ク)に基づき、下記の事務組織図(資料 9-2-①-C)に示すように、5部 15課、1室、5学部事務部等で構成し、職務を遂行している。事務の管理運営については、事務連絡会議(参照資料 9-2-①-ケ)を毎月開催し、円滑な運営を図っている。

資料 9-2-①-C： 事務組織図



(出典：事務局資料)

(3) 危機管理

危機管理については、「危機管理対策規則」及び「危機管理基本マニュアル」(参照資料 9-2-①-コ)に沿って運用を行っており、下記(資料 9-2-①-D)に示すように、役割、連携、対応決定プロセス等を明確にした危機管理体制により、危機管理対策を講じている。

資料 9-2-①-D： 危機管理対策規則（抜粋）

（危機管理に対する基本的な考え方）

第6条 学生等の安全確保及び本学の施設の管理を図りながら、教育、研究、医療、社会貢献等の質の向上を図り、本学の社会的信頼を保ち続けるために、次に掲げる平常時、緊急時及び収束時の危機管理について、それぞれの局面に応じた課題を検討し実行するものとする。

—中略—

（危機管理の局面に応じた体制）

第7条 前条に掲げる危機管理に対する基本的な考え方を踏まえ、本学の危機管理体制として、本学の諸活動を遂行する上で生じる様々な問題に適切に対処する運営体制（学長、理事、部局長、職員）を基本として、危機管理の局面に応じ、次に掲げる役割を担うものとする。この場合において、危機管理の局面に応じた体制は、全学に共通する包括的なものであり、現在、全学又は部局等で作成されている個別の危機事象に対応する関係の規程、緊急対応手順（マニュアルを含む。以下同じ。）等は、今後も引き続き維持しながら必要に応じて見直しを行う。

(1) 平常時の危機管理

イ 危機管理担当理事及び各理事の役割

- 1) 危機管理担当理事（企画・財務・労務担当理事及び渉外・医療担当理事をもって充てる。以下同じ。）は、各理事が講じる防止策等について必要に応じて調整を行うとともに、全学の危機管理体制の点検・整備に努めるものとする。
- 2) 各理事は、部局長と連携して担当分野における潜在リスクの正確な洗い出しを行い、防止策を講じるとともに、必要に応じリスクが顕在化した場合の緊急対応手順の作成又は見直しを行い、担当分野の危機管理に万全を期すものとする。

ロ 部局長の役割

部局長は、部局等における潜在リスクの正確な洗い出しを行い、防止策を講じるとともに、必要に応じリスクが顕在化した場合の緊急対応手順の作成又は見直しを行い、部局等の危機管理に万全を期すものとする。

ハ 事務局各部及び各部局事務部等の職員の役割

事務局各部及び各部局事務部等の職員は、各担当理事及び部局長の指揮の下で所掌事務に係る危機管理に必要な業務を行うものとする。この場合において、総務部長は、必要に応じて連絡調整を行うものとする（緊急時及び収束時の場合において同じ。）。

(2) 緊急時の危機管理

危機事象に応じて、次に掲げるとおり緊急時の危機管理を行うものとする。

- イ 職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、危機事象の状況について、当該部局長に通報するとともに、必要に応じ、初期対応を行い、関係機関に通報するものとする。
- ロ 当該部局長は、危機事象の状況を確認し、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、被害者又は被災者とその関係者（以下「被害者等」という。）への適切な対応を行い、危機事象への対応中又は対応後に、事務局担当部長及び総務部長に報告するものとする。報告については、原則として別記様式を用いるものとし、その状況によっては電話等による報告も可能とする。
- ハ 事務局担当部長及び総務部長は、速やかに学長、担当理事及び危機管理担当理事に報告するものとする。
- ニ 当該部局長は、必要に応じ、担当理事、危機管理担当理事及び広報担当理事と連携してマスコミへの対応を適切に行うものとし、その結果について、速やかに学長に報告するものとする。
- ホ 学長は、各部局における危機事象の解決が困難であると判断したときは、全学的立場で組織的、集中的に重大な危機事象への対応、関係機関への通報、被害者等への対応等を任務とする危機対策本部を設置し、危機事象に対し適切に対処するものとする。
- ヘ 危機対策本部の構成は、次のとおりとする。
 - 1) 本部長は、学長をもって充てる。
 - 2) 副本部長は、理事のうち本部長が指名する者をもって充てる。
 - 3) 部員は、理事、副学長、本部長が指名する部局長及び職員をもって充てる。
- ト 危機対策本部は、危機事象への対応の終了をもって解散するものとする

(3) 収束時の危機管理

危機管理担当理事、各理事、部局長、事務局各部及び各部局事務部等の職員は、連携してリスク顕在化の要因分析を行い、再発防止策を確立するとともに、危機事象への対応の検証を行い、適切な危機管理体制を確立する。

（出典：国立大学法人佐賀大学危機管理対策規則（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/638.html>））

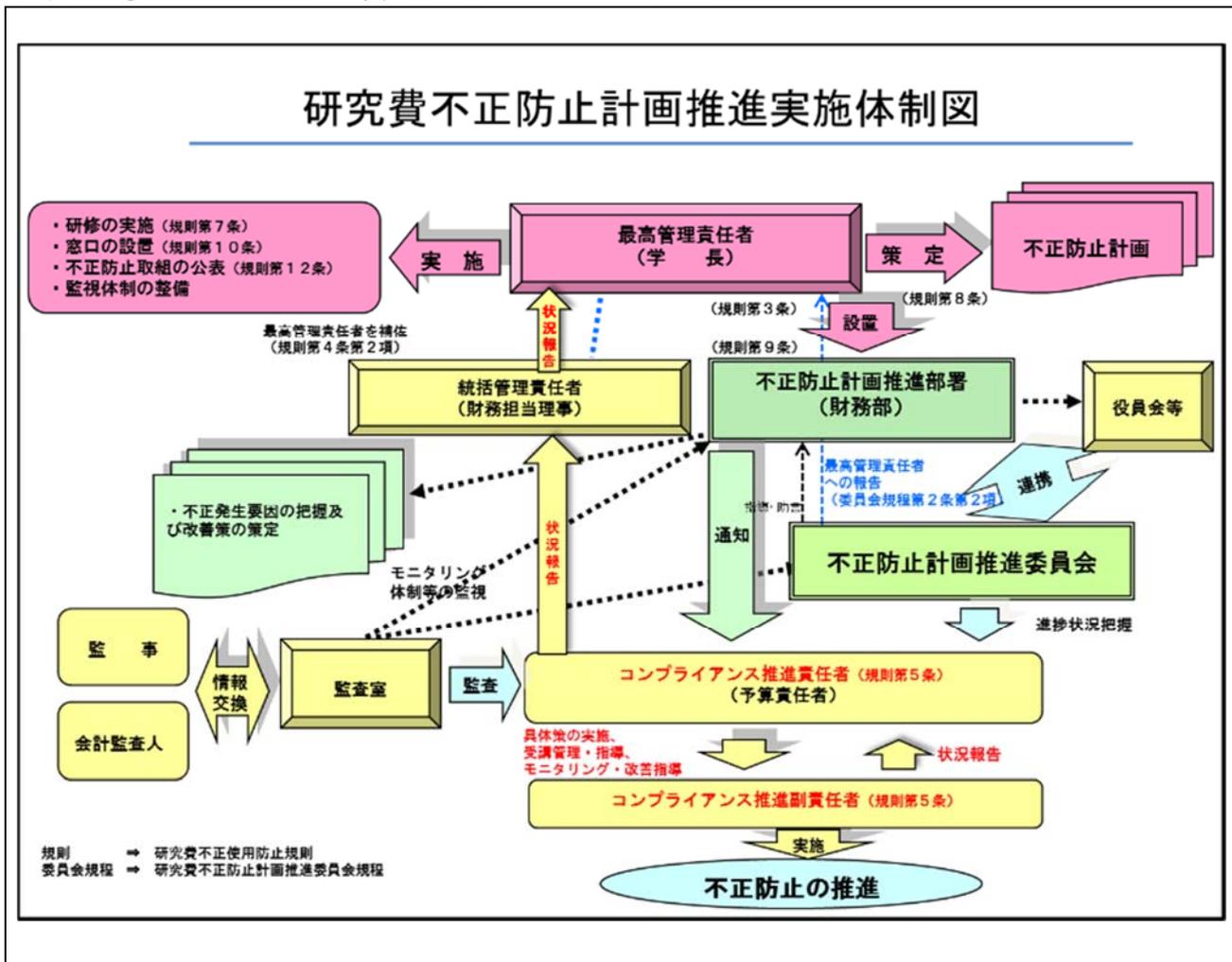
研究費の不正使用防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成26年2月18日文科科学大臣決定）を踏まえ、平成26年7月23日に「佐賀大学における研究費の管理・監査の基本方針」（参照資料9-2-①-サ）を策定し、「研究費不正使用防止規則」（参照資料9-2-①-シ）等を改正し、不正使用防止計画推進実施体制（資料9-2-①-E～F）により、「研究費不正防止計画」（参照資料9-2-①-ス）に沿って対策を講じている（別添資料9-2-①-1）。また、研究活動に係る不正行為防止の対応については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ、「公正な研究活動の推

進に関する規程」(参照資料9-2-①-セ)の策定等より、対策を講じている。

生命倫理に関しては、「医学部医の倫理に関する規程」(参照資料9-2-①-ツ)に基づき、医学部倫理委員会において、関係法令・指針に沿った審議・審査を行っている。

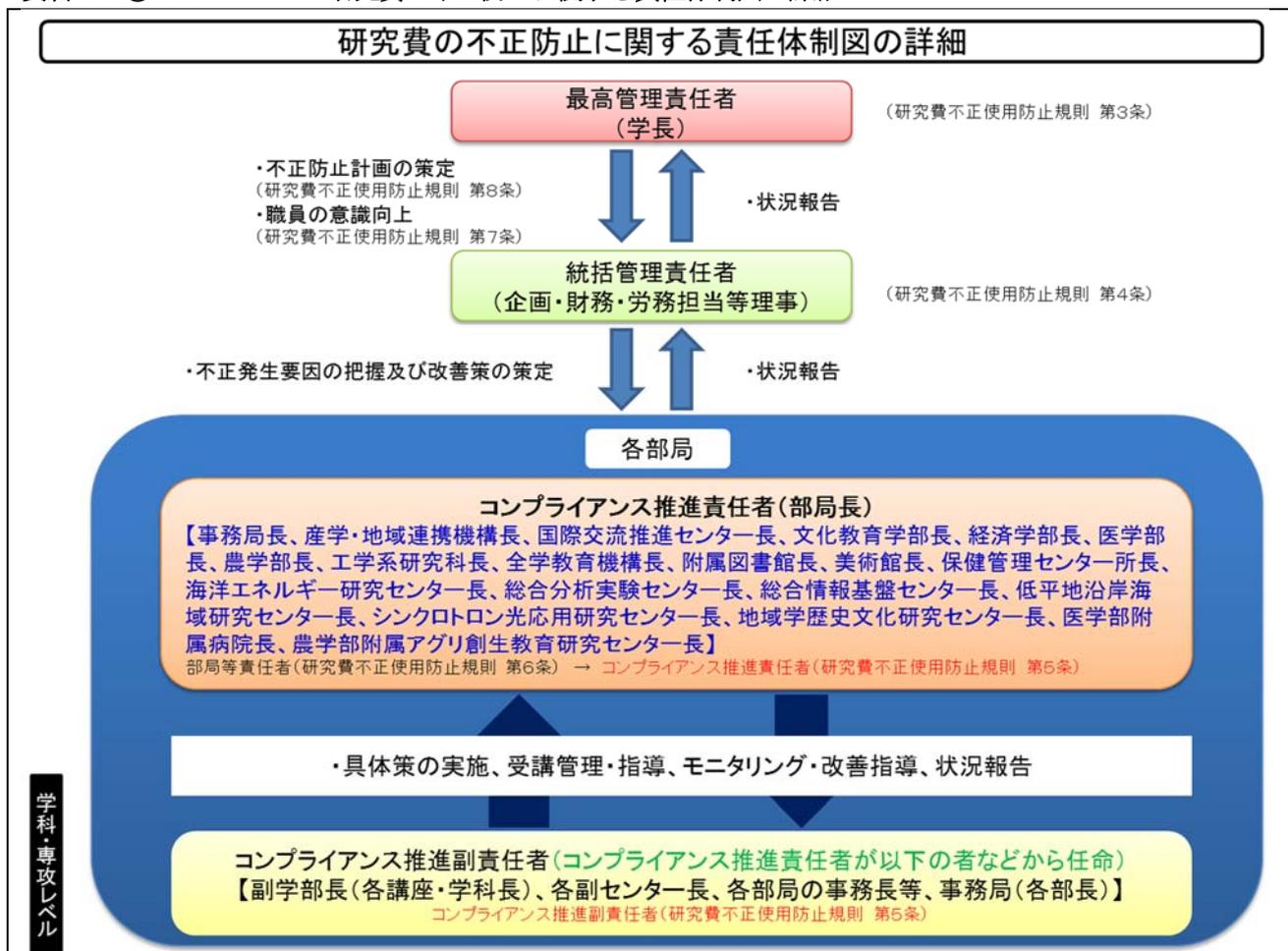
安全衛生管理については、「安全衛生管理規程」(参照資料9-2-①-ク)に基づき、関係法令に基づいた安全衛生管理体制及び安全衛生管理委員会を置き、事業場ごとに安全衛生委員による定期的な巡回を行うなどの対策を講じている。

資料9-2-①-E： 研究費不正防止計画推進実施体制図



(出典：事務局資料)

資料9-2-①-F : 研究費の不正防止に関する責任体制図の詳細



(出典：事務局資料)

別添資料9-2-①-1：研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正を踏まえた大学の対応状況

- 参照資料9-2-①-7：国立大学法人佐賀大学基本規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/431.html>)
- 参照資料9-2-①-イ：国立大学法人佐賀大学役員会規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/424.html>)
- 参照資料9-2-①-ウ：国立大学法人佐賀大学経営協議会規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/428.html>)
- 参照資料9-2-①-エ：国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/429.html>)
- 参照資料9-2-①-オ：国立大学法人佐賀大学学長補佐設置規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/602.html>)
- 参照資料9-2-①-カ：国立大学法人佐賀大学学長室規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/5.html>)
- 参照資料9-2-①-キ：国立大学法人佐賀大学理事室規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/6.html>)
- 参照資料9-2-①-ク：国立大学法人佐賀大学事務組織規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/419.html>)
- 参照資料9-2-①-ケ：国立大学法人佐賀大学事務連絡会議規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/665.html>)
- 参照資料9-2-①-コ：佐賀大学危機管理基本マニュアル (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/640.html>)
- 参照資料9-2-①-サ：研究費の不正使用防止に向けた佐賀大学の取組みについて ウェブページ (<http://www.saga-u.ac.jp/kokusai/>)
に入り、基本方針等の「佐賀大学における研究費の管理・監査の基本方針」をクリック
- 参照資料9-2-①-シ：国立大学法人佐賀大学研究費不正使用防止規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/481.html>)
- 参照資料9-2-①-ス：研究費の不正使用防止に向けた佐賀大学の取組みについて ウェブページ (<http://www.saga-u.ac.jp/kokusai/>)
に入り、基本方針等の「平成26年度研究費不正防止計画」をクリック
- 参照資料9-2-①-セ：国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/960.html>)
- 参照資料9-2-①-ソ：佐賀大学医学部医の倫理に関する規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/67.html>)
- 参照資料9-2-①-タ：国立大学法人佐賀大学安全衛生管理規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/573.html>)

【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織として、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」などを設置するとともに、学長及び理事の補佐体制や各理事の下に管理運営の実務を行う「室」や各種委員会など、法人と大学の一体運営を推進するための体制等が整備されている。事務組織は、5部15課、1室、5学部事務部等からなる事務体制が整備され、大学の目的の達成に向けて必要な適切な規模と機能を備えている。危機管理については、規則等で明示された体制等が整備されており、「危機管理基本マニュアル」及び「研究費不正防止計画」などが策定されている。以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織並びに危機管理等に係る体制が整備されている。

観点9-2-②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

学生からは、在校生アンケートなどの仕組みにより、施設・設備に関する満足度等のほか、様々なニーズ・意見等を把握している。教員からは、各種委員会、大学運営連絡会、各学部における教授会・学科会議等における議論及び毎年度策定する年度計画・実行計画や佐賀大学改革プランに対する意見公募等を通じて意見を聴取し、管理運営に反映させている。

事務職員からは、事務連絡会議、部長会、各課内等の打合せなどを通じた要望やニーズの把握とともに、事務改善委員会を設置し、職員からの事務改善の提案募集を行い、平成24年度には、事務系職員クラブ制度を創設して事務業務等の改善を推進している（参照資料9-2-②-7～1）。

学外関係者からは、学長、理事等による企業訪問及び高校訪問、経営協議会を構成する外部有識者の意見（別添資料9-2-②-1）、総合研究戦略会議の下に置くアドバイザー・ボードの提案、公開講座におけるアンケートなどにより、学外からの意見・助言を幅広く聴取し、学外からのニーズに対する対応を行っている。

これらの意見・ニーズを管理運営に反映した事例として、下記（資料9-2-②-A、別添資料9-2-②-2）に示すものなどがある。

資料9-2-②-A： 意見・ニーズの反映事例（抜粋）

意見・要望等		対応等
平成22年度 図書館アンケート	開館時間を延長してほしい	平成23年4月から、平日の開館時間を8時40分から8時30分へ、授業期の閉館時間を20時00分から21時10分へ延長した。さらに、月1回の定例休館日を廃止し、授業期、平日、週末を問わず、年間を通して原則毎日開館するようにした。また、月一回の定例休館日の廃止について、学生の休業期を除き実施することにした。
平成24年度 図書館への要望	①エレベータを車椅子対応にし、ドアの開閉時間の改善をしてほしい ②本館（分館）で借りた図書を分館（本館）で返却したい	①エレベータの操作盤を下げたり、身体障がい者対応の改修整備を行った。 ②図書館システムの改修を行い、本館（分館）で借りた図書を分館（本館）で返却できるようにした。
平成25年度 図書館アンケート	①私語がうるさい ②空調を整えてほしい ③座席数が少ない	①マナーアップ啓発用の机上掲示を行った。また、会話しながら学習できるスペースも整備し、学習空間に「動」と「静」のゾーンを用意した。 ②環境施設部から指導を受けた節電運転方法により空調を行うようにした。 ③一部の6人用大机に仕切りを設けて共同利用しやすいようにした。また、什器類を購入し座席数を増やした。

	④荷物放置が目立つ	④定期的に巡回し、警告カードを置いて放置荷物を回収するようにした。
平成 23 年度 在校生アンケート	佐賀県だけでなく近隣県に対する広報活動の強化をすべき	主に福岡県を放送範囲とするテレビ局から本学の紹介とオープンキャンパスの開催日を知らせる CM を放送した。
平成 24 年度 学生モニター会議	駐輪スペース増設やメインストリート 樹木剪定等の環境整備に関する要望	建物改修に伴う駐輪スペースの整備や、美術館建設に伴うメインストリート樹木剪定等の環境整備に反映した。
平成 25 年度 医学部長と学生の懇談会	大学における決定事項等を早く学生に 周知してほしい	平成 26 年度から、医学部教育委員会に学生委員（4 人）を正式な構成員として参画させ、学生の代表と大学側との意見・情報交換が円滑に行える体制に変更した。
平成 26 年度 留学生宿舎に関する 意向調査	留学生宿舎の入居希望状況、家賃、シ ェアの形態などの要望	施設関連部署と情報共有し、宿舎改修計画の参考として反映させた。
平成 24～26 年度 学長による高校訪問	佐賀県内高等学校 38 校、福岡県 10 校に 学長が訪問し、本学の取組みや活動を紹 介した際に得られた高大連携に関する 意見・要望	これらのニーズを、高校生の進路に対する意識や学習意欲を高める方策等を検討するため、本学と佐賀県内の高等学校とで組織する高大連携推進ワーキンググループの平成 24 年度設置や、新たな高大連携事業として、将来、教師を目指す高校生を対象とした教員養成プログラム「教師のとびら」の平成 26 年度開始に反映させた。
平成 23 年度 総合研究戦略会議ア ドバイザリー・ボード の提案	早稲田大学及び山形大学が先行して導 入している、バーチャルなプロジェクト 研究所の制度についての提案	この提案を参考にし、平成 24 年度に複数の専任の教員のほか国内外の研究機関の研究者で構成するバーチャル型研究所「プロジェクト研究所」を 11（地域・社会分野 3、社会・文化分野 2、医療分野 2、自然科学分野 4）設置し、プロジェクト型研究の推進に結びつけた。
平成 24 年度 総合研究戦略会議ア ドバイザリー・ボード の提案	外部資金獲得に向けた、大型科学研究費 申請支援、ベテラン教員による申請書作 成支援などの意見	上位の研究種目へのチャレンジを支援し、科学研究費助成事業の獲得総額の増加を目指す取組として「佐賀大学チャレンジ支援プログラム」を平成 25 年度に導入・実施し、その結果、基盤研究 B への申請件数が 22 件から 38 件に、若手研究 A が 4 件から 8 件にそれぞれ増加し、基盤研究 B は新規に 8 件が採択（前年度比 4 件増）され、前年度は採択のなかった若手研究 A の新規 1 件採択に結びついた。
平成 25 年度 総合研究戦略会議ア ドバイザリー・ボード の提案	リサーチ・アドミニストレーター（UR A）配置についての意見	この意見を踏まえ、学術室を中心に検討を行い、URA に結びつけた。
平成 23～26 年度 公開講座等アンケー ト	①内容や解説方法に関する意見 ②開催時期（田植え時期は繁忙なため避 けてほしい）に関する意見 ③平日開催における駐車場の不足に関 する意見 ④インターネットなどによる広報・アピ ールに関する意見	①解りやすい内容、話し方などの改善に結びつけた。 ②次年度から開催時期を 9 月とし、要望に応えた。 ③臨時駐車場のスペースを確保し、講座開講期間中に受講者が利用できるように改善した。 ④ホームページの掲載を充実し、参加者の増加に結びつけた。

(出典：ステークホルダーからのご意見、ご要望等に対する対応状況)

別添資料 9-2-②-1：経営協議会学外委員等からの意見、指摘等に対する対応状況

別添資料 9-2-②-2：ステークホルダーからのご意見、ご要望等に対する対応状況

参照資料 9-2-②-ア：国立大学法人佐賀大学事務改善委員会規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/390.html>)参照資料 9-2-②-イ：佐賀大学事務系職員クラブ制度 (<http://www.saga-u.ac.jp/koho/torikumi/18.html>)

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、様々な取組により学内外の関係者からのニーズを把握しており、反映事例に示すように適切に管理運営に反映しており、大学の構成員及び学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されている。

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点到係る状況】

「監事監査規則」(参照資料 9-2-③-ア) を定め、文部科学大臣が任命する常勤 1 人及び非常勤 1 人の監事を置いている。

監事は、監査室(参照資料 9-2-③-イ~ウ)及び会計監査人と連携し、各年度の監事監査計画による定期監査と必要に応じた臨時監査により業務監査ならびに財務(会計)監査を実施し、監査結果(別添資料 9-2-③-1)を学長へ報告するとともに拡大役員懇談会において指摘事項の問題認識の共有化を図っている。また、役員会指針 3「監査業務の推進方針」(参照資料 9-2-③-エ)に基づき、監事は役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に陪席し、業務等の実施状況を調査・確認するとともに、監査指摘事項に対する改善策を該当部署と事前に協議することにより円滑な改善を図っている。

監事からの意見等は、監事監査報告書に対する改善等措置(別添資料 9-2-③-2)に示すとおり大学運営に反映している。

別添資料 9-2-③-1：平成 26 年度監事監査結果報告書

別添資料 9-2-③-2：平成 25 年度監事監査報告書に対する改善等措置について

参照資料 9-2-③-ア：佐賀大学監事監査規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/384.html>)

参照資料 9-2-③-イ：国立大学法人佐賀大学監査室設置規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/623.html>)

参照資料 9-2-③-ウ：佐賀大学内部監査規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/385.html>)

参照資料 9-2-③-エ：役員会指針 3「監査業務の推進方針」、別紙「監査業務及び指摘事項に関する法人の検討サイクル」(<http://www.saga-u.ac.jp/koho/shishin.html>)

【分析結果とその根拠理由】

監事は、監事監査規則、監事監査計画等により、業務監査並びに財務(会計)監査を実施している。また、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に陪席するほか、業務及びその実施状況の調査・確認、指摘事項に対する改善状況の把握を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

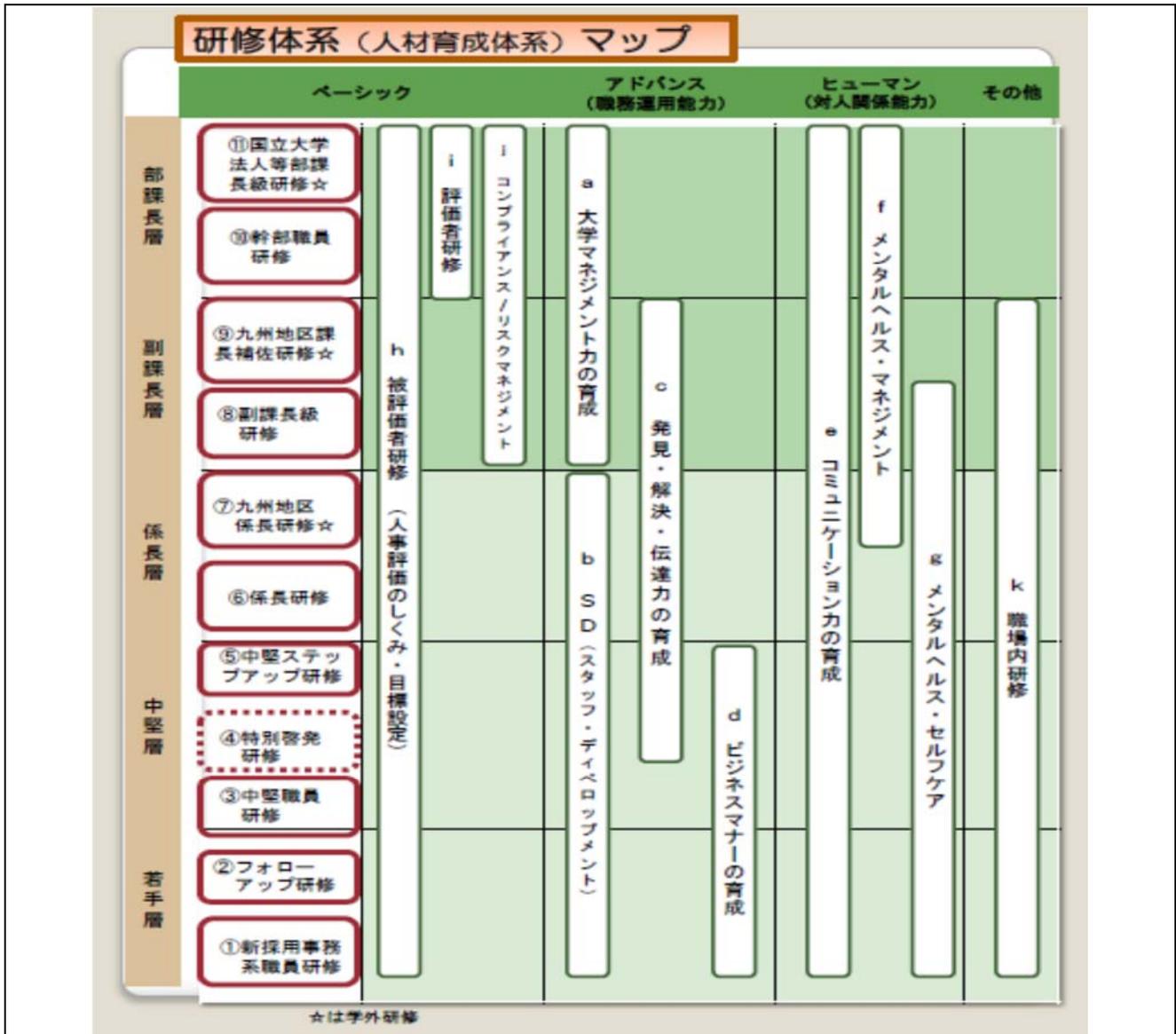
観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

大学の運営管理の研修として、学長はじめ理事などの管理職員が国立大学協会主催の大学マネジメントセミナー等に参加し、資質の向上を図っている。

事務組織は、「事務職員等の研修制度の基本的方針」(別添資料 9-2-④-1)を定め、階層ごとの研修(幹部職員(課長級)研修、副課長級研修、中堅職員研修、新採用事務系職員研修等)を体系化した「人材育成体系マップ」(資料 9-2-④-A、別添資料 9-2-④-2)に基づく各種研修やスタッフ・ポートフォリオ作成ワークショップ(観点 8-2-②参照)など、スタッフ・ディベロップメント(SD)研修を実施することで、資質の向上を図っている。

資料9-2-④-A： 研修体系図



(出典：事務職員等の研修体系（人材育成体系）について)

別添資料9-2-④-1：事務職員等の研修制度の基本的方針
 別添資料9-2-④-2：事務職員等の研修体系（人材育成体系）について

【分析結果とその根拠理由】

管理職員及び事務職員の管理運営に関するセミナー・研修への参加や、各種の事務研修、スタッフ・ポートフォリオ作成などが実施されており、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

観点 9-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検評価が行われているか。

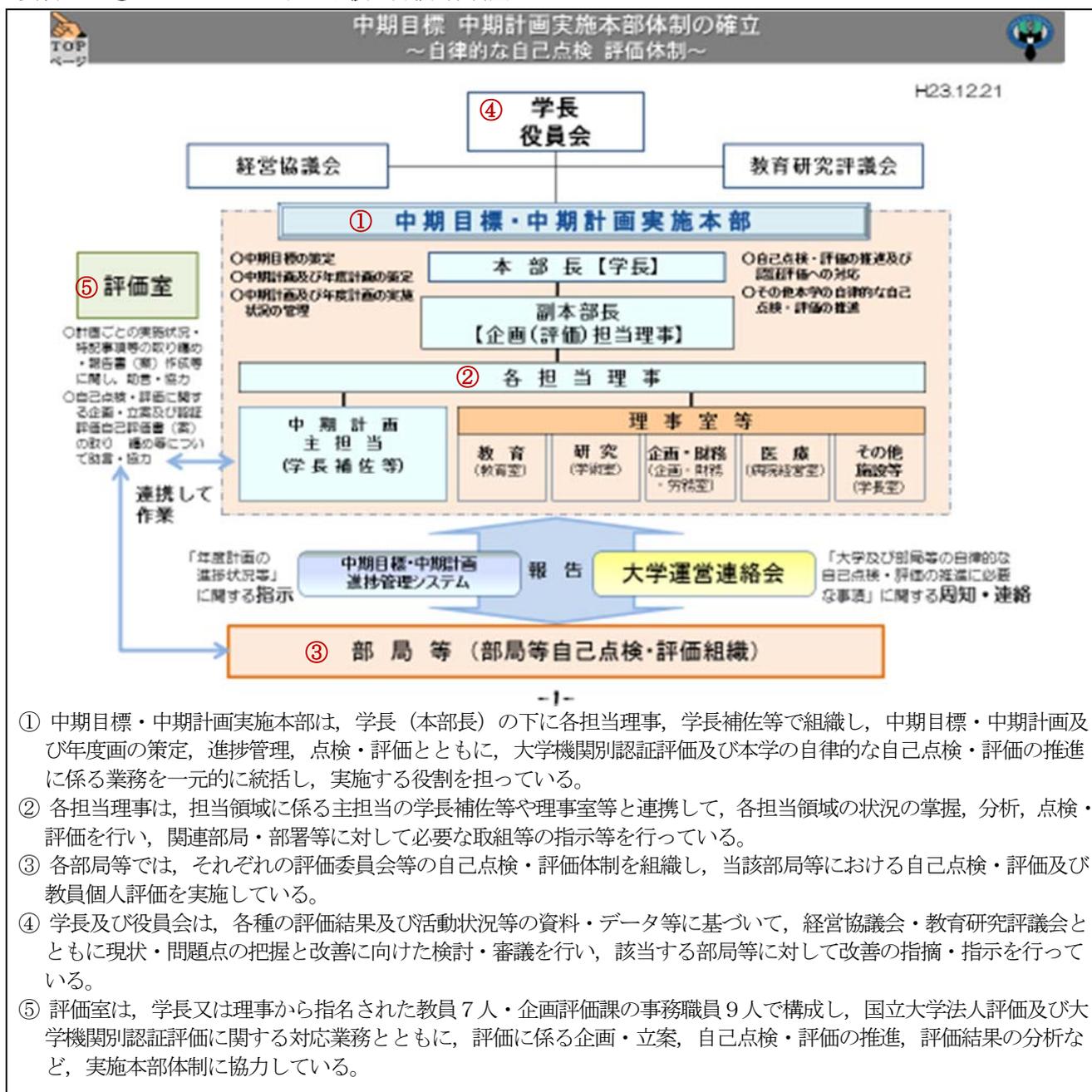
【観点に係る状況】

(1) 自己点検・評価の実施方針、実施項目、実施体制

「大学評価の実施に関する規則」(参照資料 9-3-①-ア)、「役員会指針 2：組織と業務の見直しのための評価の観点と評価基準について」(参照資料 9-3-①-イ)、「役員会指針 4：研究センター及び研究プロジェクトの運営方針」(参照資料 9-3-①-カ) 及び「自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針」(参照資料 9-3-①-エ) に基づき、教育、研究、社会貢献、国際交流、組織運営及び施設の項目について、部局及び全ての職員を対象とした自己点検・評価を、「中期目標・中期計画実施本部（以下「実施本部」という。）を軸とした実施体制で行っている（資料 9-3-①-A、参照資料 9-3-①-オ）。

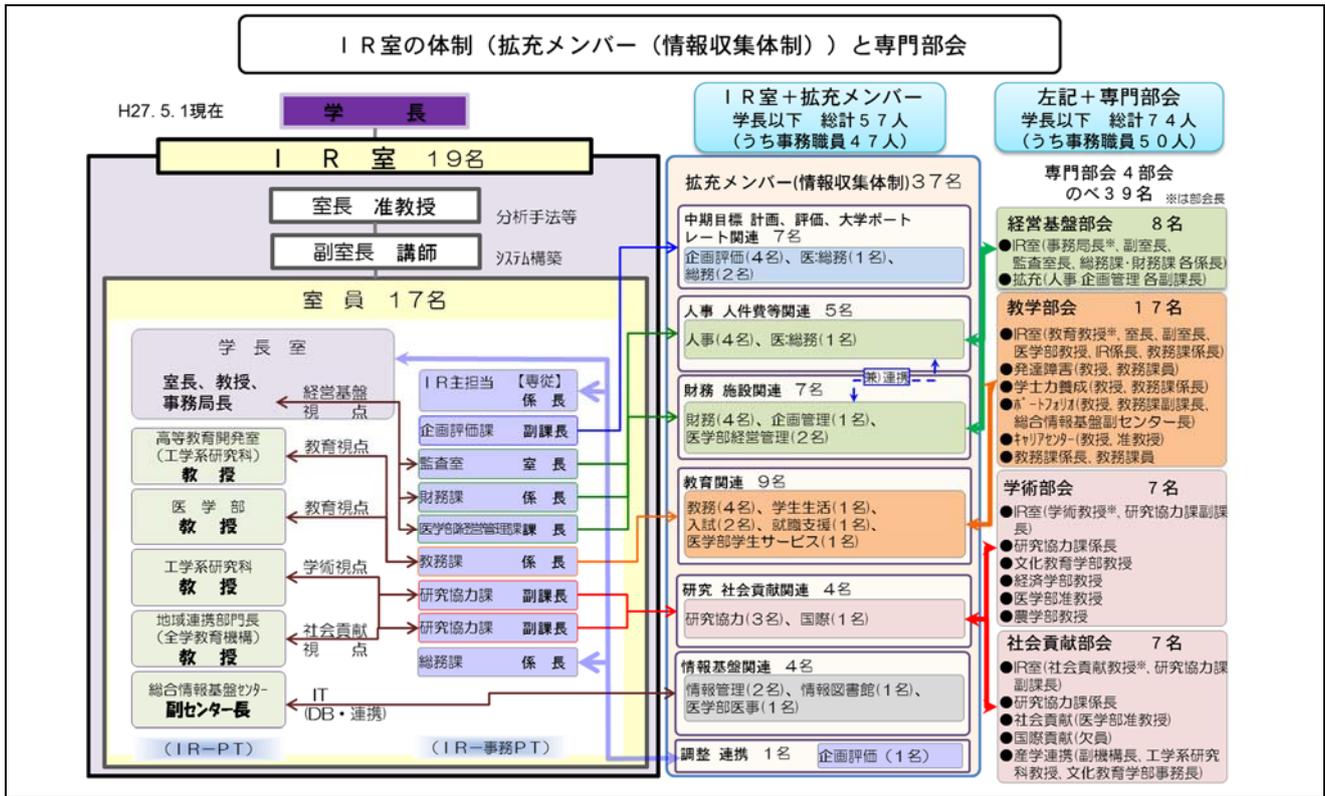
また、インスティテューショナル・リサーチ（IR）室を設置し（参照資料 9-3-①-カ〜キ）、教員及び事務職員の教職共同参画による全学的な情報収集体制及び特定の事項を検討する専門部会（経営基盤、教学、学術、社会貢献の 4 部会）を備えた佐賀大学版 IR 体制（資料 9-3-①-B）を整備し、本学の活動状況についての点検・分析・自己評価のプロセス及び計画策定・意思決定に必要な根拠資料やデータ等を収集・分析・提供して大学運営に活用している（資料 9-3-①-C）。

資料9-3-①-A： 自己点検・評価 体制図



(出典：「佐賀大学の取り組み」02. 中期目標・中期計画実施本部体制の確立～自律的な自己点検・評価体制～)

資料9-3-①-B: I R室 体制図



(出典:「佐賀大学の取り組み」04. 佐賀大学インスティテューショナル・リサーチ (I R) 室 (<http://www.saga-u.ac.jp/koho/torikumi/04.html>))

資料9-3-①-C: I Rデータの活用事例

I Rデータの活用事例

学内へのデータ公開～情報提供機能と影響機能～

作成データ、用語集などを学内教職員限定で公開

佐賀大学 I R 室 (学内限定のページです)
Saga University Institutional Research Office

組織再編（改組）への活用

【活用例】H25' 経済学部改組における 入学定員削減

現状分析(志願者の動向)

入学志願者数等のシミュレーション

志願者数の減少

学生の質低下
・教育の質低下
・留学生、留学生等の増加
・授業等の増加による教員の負担増等

入学定員削減のための分析

入学定員削減

大学改革実行プラン⇒佐賀大学改革プラン への対応

根拠データに基づき、本学の特徴・強み、及び課題を抽出

(作業イメージ)

佐賀大学版 I R

データ提供

学内に数多く存在する各種報告書、データ等

データ作成例

卒業状況 (他大学との比較)

入学定員充足状況

科研費採択状況

情報提供機能
影響機能

データ出力

(出典:「佐賀大学の取り組み」04. 佐賀大学インスティテューショナル・リサーチ (I R) 室 (<http://www.saga-u.ac.jp/koho/torikumi/04.html>))

(2) 自己点検・評価の実施状況

自己点検・評価の対象ごとの実施状況は以下のとおりである。

1) 教員個人の活動状況についての自己点検・評価（観点3-2-②に係わる状況参照）

2) 部局等の活動状況についての自己点検・評価

「大学評価の実施に関する規則」に基づき、各部局等は毎年度、教育、研究、国際交流・社会貢献、組織運営の領域に関して、認証評価の基準・観点に準じた評価項目を取り入れた自己点検・評価を実施し、部局ごとの「自己点検・評価報告書」としてウェブサイト（参照資料9-3-①-ク）で公開している。なお、評価結果に基づくインセンティブの付与に関しては、観点3-1-④の状況を参照。

3) 組織と業務の見直しに係る自己点検・評価

中期目標「中長期ビジョンに沿って目指すべき教育研究組織編成についての検討を進める。」及び「役員会指針2：組織と業務の見直しのための評価の観点と評価基準について」の方針に沿って、経済学部改組、文化教育学部学校教育課程及び医学系研究科博士課程の入学定員の適正規模などの検討過程において、役員会、教育研究評議会等でIR機能を活用したデータ等に基づき、それぞれの状況の検証、点検・評価を行っている（別添資料9-3-①-1）。

4) 全学的な研究センター及びプロジェクトに関わる自己点検・評価

「役員会指針2：組織と業務の見直しのための評価の観点と評価基準について」及び「役員会指針4：研究センター及び研究プロジェクトの運営方針」に基づき、「研究センター及び研究プロジェクトの評価要領」（別添資料9-3-①-2）を定め、6年間の時限毎に機能状況の点検評価を実施し、拡大、現状維持、縮小、廃止の判定を行っている（別添資料9-3-①-3）。観点2-1-⑤に係る状況参照。

5) 中期計画・年度計画の進捗管理及び実施状況並びに機関別認証評価に関わる自己点検・評価

中期目標・中期計画実施本部体制の下で、本学独自に開発した中期目標・中期計画進捗管理システム（別添資料9-3-①-4）を用いて、年度計画の進捗状況、取組の成果等について、「実施状況報告→それに基づく現況の分析・点検→さらなる取組事項の指示」のサイクルを通じて自己点検・評価を実施し、本学の「自己点検・評価書作成に係る実施要領」（別添資料9-3-①-5）に基づいて毎年度の「自己点検・評価書」を作成し、ウェブサイト（参照資料9-3-①-ク）で公開している。また、「自己点検・評価書」の内容に即して、国立大学法人評価委員会に対する「業務の実績に関する報告書」を作成し、提出及び公開している。

また、大学機関別認証評価の基準・観定の事項に係る自己点検・評価も、上記の進捗管理システムを改良した「認証評価対応システム」（別添資料9-3-①-6）を用いて、各部局の自己点検・評価と並行して現況分析と点検・評価を行っている。

別添資料9-3-①-1：当該事項の教育研究評議会議事録

別添資料9-3-①-2：研究センター及び研究プロジェクトの評価要領

別添資料9-3-①-3：研究センター及び研究プロジェクトの評価結果（報告）

別添資料9-3-①-4：中期目標・中期計画進捗管理システムの概要

別添資料9-3-①-5：自己点検・評価書作成に係る実施要領

別添資料9-3-①-6：認証評価対応システムの概要

参照資料9-3-①-ア：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/396.html>)

参照資料9-3-①-イ：役員会指針2「組織と業務の見直しのための評価の観点と評価基準について」

(<http://www.saga-u.ac.jp/koho/shishin.html>)

参照資料9-3-①-ウ：役員会指針 4 「研究センター及び研究プロジェクトの運営方針」
<http://www.saga-u.ac.jp/koho/shishin.html>)

参照資料9-3-①-エ：自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針
<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/753.html>)

参照資料9-3-①-オ：各学部評価委員会規程等
 文化教育学部 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/310.html>)
 経済学部 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/887.html>)
 医学部 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/49.html>)
 工学系研究科(理工学部) (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/707.html>)
 農学部 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/284.html>)

参照資料9-3-①-カ：国立大学法人佐賀大学インスティテューショナル・リサーチ室設置規則
<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/818.html>)

参照資料9-3-①-キ：「佐賀大学の取り組み」04. 佐賀大学インスティテューショナル・リサーチ (IR) 室
<http://www.saga-u.ac.jp/koho/torikumi/04.html>)

参照資料9-3-①-ク：大学評価について ウェブサイト(部局等評価) (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

学長を本部長とする実施本部体制を柱に、自己点検・評価・改善のサイクルを行うための方針、規則類及び評価実施体制が整備され、さらに根拠となる資料・データ等の情報提供を支援する全学的なIR室体制が整備されており、これにより大学全体及び部局単位の活動の状況について根拠となる資料・データ等に基づいた自己点検・評価の取組がなされ、その結果が各報告書として示されている。また、「自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針」に沿って、点検・評価結果がそれぞれの点検・評価対象の活動改善に活かされていることから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が適切に実施され、機能している。

観点9-3-②：大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点到係る状況】

「大学評価の実施に関する規則（第3条第2項）」（参照資料9-3-②-ア）において、部局等の自己点検・評価において本学以外の者（外部評価者）による検証を行うこととしており、当該部局は自己点検・評価報告書作成の際に外部評価者による検証を実施し、その結果（別添資料9-3-②-1）を自己点検・評価報告書に掲載して、学長に報告するとともにウェブサイト（参照資料9-3-②-イ）で公開している。

「研究センター及び研究プロジェクトの評価要領」（別添資料9-3-①-2【再掲】）において、評価委員に外部者を含めることとしており、地域学歴史文化研究センター、低平地沿岸海域研究センター、（旧）海浜台地生物環境研究センター、シンクロトン光応用研究センターの評価・検証を、総合研究戦略会議評価部会（外部評価員3人を含め5人で構成）において実施し、センターの見直し、再編に反映させている。

また、総合研究戦略会議の中に「研究戦略アドバイザー・ボード」を設置し、3人の外部アドバイザーにより本学の学術研究活動の現状、研究戦略等についての点検・評価と助言及び提言が成されている。

この他に、部局等が独自に実施している外部評価として、理工学部の4学科で一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）の教育プログラムの認定を受けている（別添資料9-3-②-2）。

なお、本学の全体の状況については、法人評価における業務の実績について国立大学法人評価委員会によ

り評価を受けており、提出前の報告書と法人評価結果について、外部委員を加えた経営協議会で審議・検証を行っている（参照資料 9-3-②-ウ）。

別添資料 9-3-②-1：部局等の自己点検・評価における外部評価者による検証結果例（部局例示・抜粋）

別添資料 9-3-②-2：理工学部の J A B E E 審査関係資料（例示）

参照資料 9-3-②-ア：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/396.html>)

参照資料 9-3-②-イ：大学評価について ウェブサイト（部局等評価）(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>)

参照資料 9-3-②-ウ：議事要旨 ウェブサイト（経営協議会）

(<http://www.saga-u.ac.jp/>) に入り、「大学案内」の大学基本情報「経営協議会」をクリック

【分析結果とその根拠理由】

毎年度の国立大学法人評価委員会による評価を受け、その評価について外部委員を含む経営協議会における審議・検証を実施しているほか、部局等の自己点検・評価における外部評価者による検証、研究センター等の時限評価における外部評価委員の参画、「研究戦略アドバイザー・ボード」による学術研究活動に対する助言、提言などが行われている。これらのことから、本学の活動の状況について外部者によって検証・評価する体制が整備され、実施されている。

観点 9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点到に係る状況】

(1) 評価結果のフィードバックと改善のためのプロセス

「自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針」(参照資料 9-3-③-ア) に基づき、自律的な自己点検・評価及び外部評価の評価結果については、問題点や課題事項等を中期目標・中期計画実施本部会議（資料 9-3-①-A【再掲】）、役員会、教育研究評議会、経営協議会等で審議し、学長・各担当理事から各部局等に対して改善点の指摘や対応の指示が出され、これに基づいて各部局等は、改善計画の策定や改善策の取組を行い、その結果を学長・各担当理事に報告するサイクルにより、評価結果のフィードバックと改善の取組がなされている（資料 9-3-③-A）。なお、評価結果に基づくインセンティブの付与に関しては、観点 3-1-④の状況を参照。

資料 9-3-③-A： 改善に向けた取組及び改善事例

評価結果等	改善に向けた取組・改善状況
国立大学法人評価委員会による毎年度の評価結果	年度計画の素案となる第2期中期目標・中期計画期間中の「アクションプラン」の見直し・修正に反映させることにより、中期計画達成に向けた取組の改善に役立っている。
研究センター及び研究プロジェクトの評価の評価結果	平成23年度に行った（旧）海浜台地生物環境研究センターの時限評価結果に基づき、農学部附属フィールドセンターとの再編に反映させた（ <u>別添資料 9-3-②-2【再掲】</u> ）。

「研究戦略アドバイザー・ボード」の提言	複数の教員のほか国内外の研究機関の研究者で構成するバーチャル型研究所「プロジェクト研究所」を設置し、(参照資料 9-3-③-1)、プロジェクト型研究による成果があがっている(参照資料 9-3-③-2)。
自律的な自己点検・評価により抽出した課題(就職支援)	各学部・研究科における就職支援策などについて、IRデータ分析をもとに学長ヒアリングを交えた現況分析と改善計画策定の取組により、就職率の向上とともに進路不明者の数がゼロになるなどの成果が得られた。
役員会におけるIR機能を活用した各部局の業務の評価結果	教学、学術、社会貢献及び経営基盤に関する25項目のIRデータによる分析・評価結果を、予算配分(評価反映特別経費)に反映させて各部局等にフィードバックし、改善の取組みを促すことにより、オンラインシラバスの入力率、授業点検・改善評価報告書の入力率、ティーチングポートフォリオ(簡易版)の作成率、教員基礎情報データベースの入力率などが大きく改善した(観点 8-1-①参照)。

(2) 前回の認証評価における指摘事項の改善

平成 22 年 4 月 16 日開催の教育研究評議会における「昨年度受審した大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価において、改善を要する点として指摘を受けた①研究科の入学定員超過率の是正及び②学生用図書の一層の充実」を踏まえ、次のように改善に取り組んだ。(資料 9-3-③-B)

資料 9-3-③-B: 前回の認証評価における指摘事項に対する取組と改善状況

指摘事項	改善状況																								
①大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。(教育学研究科、経済学研究科)	<p>○平成 22 年度から毎年度、入学定員超過率(充足率)の適正化に向けて「平均入学定員充足率計算表」を作成・更新して平均入学定員充足率のモニタリングを行うとともに、各学部長・研究科長に対して、各部局における自己点検・評価に資するために通知している。</p> <p>○入学試験委員会(委員長:学長)及び当該研究科委員会において原因分析と改善策の検討を行い、研究科委員会が決定する専攻ごとの合格者の数を 130%未滿とするなど、より厳格に入学定員を管理する改善策を策定した。</p> <p>○これらにより、入学定員が適正に管理され、平成 23 年度から指摘のあった研究科の入学定員超過率が是正されている(別添資料:平均入学定員充足率計算表)。</p>																								
②学生用図書の一層の充実が望まれる。	<p>※ 参考として平成 21 年度 of 取組状況も掲載</p> <p>○学生用図書等の選定と収集を以下のとおり、集中的に行った。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>通常の学生用図書購入に加え、電子書籍及び参考図書等 1,400 冊(10,264 千円)を購入(※受審中の段階から改善を要するものと判断し、補正予算にて措置したものを含む。)</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>通常の学生用図書購入に加え、自然科学・工学系の図書を 2,185 冊(7,915 千円)を購入</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>通常の学生用図書購入に加え、教育・心理・農学系の図書・雑誌を 1,117 冊(2,394 千円)を購入</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>通常の学生用図書購入に加え、和図書の電子書籍を全分野に亘り 121 点(3,300 千円)購入</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>通常の学生用図書購入に加え、電子書籍の和図書 38 点(522 千円)、TOEIC 関連参考図書を 93 冊(131 千円)</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>通常の学生用図書購入に加え、TOEIC 関連参考図書を 130 冊(194 千円)</td> </tr> </table> <p>○シラバス掲載参考図書を以下のとおり、計画的に収集した。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>683 冊(2,129 千円)</td> <td>平成 24 年度</td> <td>650 冊(1,607 千円)</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>518 冊(2,234 千円)</td> <td>平成 25 年度</td> <td>624 冊(1,960 千円)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>365 冊(1,252 千円)</td> <td>平成 26 年度</td> <td>226 冊(730 千円)</td> </tr> </table>	平成 21 年度	通常の学生用図書購入に加え、電子書籍及び参考図書等 1,400 冊(10,264 千円)を購入(※受審中の段階から改善を要するものと判断し、補正予算にて措置したものを含む。)	平成 22 年度	通常の学生用図書購入に加え、自然科学・工学系の図書を 2,185 冊(7,915 千円)を購入	平成 23 年度	通常の学生用図書購入に加え、教育・心理・農学系の図書・雑誌を 1,117 冊(2,394 千円)を購入	平成 24 年度	通常の学生用図書購入に加え、和図書の電子書籍を全分野に亘り 121 点(3,300 千円)購入	平成 25 年度	通常の学生用図書購入に加え、電子書籍の和図書 38 点(522 千円)、TOEIC 関連参考図書を 93 冊(131 千円)	平成 26 年度	通常の学生用図書購入に加え、TOEIC 関連参考図書を 130 冊(194 千円)	平成 21 年度	683 冊(2,129 千円)	平成 24 年度	650 冊(1,607 千円)	平成 22 年度	518 冊(2,234 千円)	平成 25 年度	624 冊(1,960 千円)	平成 23 年度	365 冊(1,252 千円)	平成 26 年度	226 冊(730 千円)
平成 21 年度	通常の学生用図書購入に加え、電子書籍及び参考図書等 1,400 冊(10,264 千円)を購入(※受審中の段階から改善を要するものと判断し、補正予算にて措置したものを含む。)																								
平成 22 年度	通常の学生用図書購入に加え、自然科学・工学系の図書を 2,185 冊(7,915 千円)を購入																								
平成 23 年度	通常の学生用図書購入に加え、教育・心理・農学系の図書・雑誌を 1,117 冊(2,394 千円)を購入																								
平成 24 年度	通常の学生用図書購入に加え、和図書の電子書籍を全分野に亘り 121 点(3,300 千円)購入																								
平成 25 年度	通常の学生用図書購入に加え、電子書籍の和図書 38 点(522 千円)、TOEIC 関連参考図書を 93 冊(131 千円)																								
平成 26 年度	通常の学生用図書購入に加え、TOEIC 関連参考図書を 130 冊(194 千円)																								
平成 21 年度	683 冊(2,129 千円)	平成 24 年度	650 冊(1,607 千円)																						
平成 22 年度	518 冊(2,234 千円)	平成 25 年度	624 冊(1,960 千円)																						
平成 23 年度	365 冊(1,252 千円)	平成 26 年度	226 冊(730 千円)																						

○教員推薦図書を以下のとおり、計画的に収集した。

平成 21 年度	342 冊 (1,821 千円)	平成 24 年度	505 冊 (2,216 千円)
平成 22 年度	534 冊 (2,220 千円)	平成 25 年度	280 冊 (1,004 千円)
平成 23 年度	1,031 冊 (2,699 千円)	平成 26 年度	371 冊 (1,542 千円)

○学生が図書館で読みたい図書をリクエストできる「学生希望図書制度」の周知を徹底し購入を推進した。また、学生選書委員による選書を推進し、学生選書コーナーを充実させた。学生希望及び学生選書委員選書により以下のとおり、図書を購入した。

平成 21 年度	234 冊 (354 千円)	平成 24 年度	596 冊 (684 千円)
平成 22 年度	313 冊 (502 千円)	平成 25 年度	421 冊 (770 千円)
平成 23 年度	407 冊 (688 千円)	平成 26 年度	428 冊 (969 千円)

○書架の増設及び図書の除籍を以下のとおり、推進し、書架の活性化を図った。

・書架の増設

平成 22 年度	本館 1 階閲覧室 収蔵可能数 4,800 冊増
平成 23 年度	本館 2 階 閲覧室・書庫 収蔵可能数 31,000 冊増

・図書除籍

平成 21 年度	1,922 冊	平成 24 年度	11,366 冊
平成 22 年度	3,562 冊	平成 25 年度	5,636 冊
平成 23 年度	23,543 冊	平成 26 年度	5,576 冊

○利用条件を緩和した

・開館時間の拡大

平成 22 年度	開館時刻を 9:00 から 8:40 へ変更
平成 23 年度	開館時刻を 8:40 から 8:30 へ変更 閉館時刻（授業期）を 20:00 から 21:10 へ変更 本館の月 1 回の定例休館日を廃止

・貸出条件の緩和

平成 22 年度	貸出可能冊数を 5 冊から 10 冊（本館）、3 冊から 5 冊（分館）へ増冊
平成 23 年度	シラバス掲載参考図書の貸出期間を 3 日間から 1 週間（本館）、1 日間から 3 日間（分館）へ延長

以上のとおり、様々な取組により学生用図書の充実及び利用促進に努めており、年間の学生 1 人あたりの貸出冊数は、平成 21 年度の 3.9 冊から平成 26 年度の 6.9 冊へ 1.77 倍の増加となった。

参照資料 9-3-③-7：自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/753.html>)

【分析結果とその根拠理由】

「自律的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針」に基づき、自律的な自己点検・評価及び外部評価の評価結果について、問題点や課題事項等を中期目標・中期計画実施本部会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会等で審議し、学長・各担当理事から各部局等に対して改善点の

指摘や対応の指示が出され、これに基づいて各部局等は、改善計画の策定や改善策の取組を行い、その結果を学長・各担当理事に報告するサイクルによりフィードバックと改善に向けた取組が行われており、事例が示すように改善に結びつけられている。これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 佐賀大学版 I R を構築し、大学の活動の総合的な状況に関して I R データ分析を活用した自己点検・評価の実施と継続的に改善するための体制が整備されており、評価結果および I R データを活用したマネジメントサイクルが機能している。

【改善を要する点】

- I R 機能を活かして、効果的なガバナンスのもとで適切なマネジメントを進めるとともに、大学経営に必要な K P I (指標や行動目標等) を設定し、学内の人的・物的・予算・施設利用といった経営資源の最適化を進めることにより、教育・研究・社会貢献の更なる活性化につなげていくことが今後の課題である。